税務相談室

損　益　通　算

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　馬が好きで前から競走馬を１頭持っていましたが、昨年は１頭増やして登録馬を２頭持ちました。ところが、結果的には失敗で100万円程損になりました。

その他の所得の状況は次のとおりですが、所得の計算はどうなりますか。

事業所得		1,800万円
配当所得		50万円
雑所得	競走馬の保有に係る損失	△100万円
	貸金利子など他の雑所得	80万円

回　答　雑所得の赤字金額は、他の所得の金額と損益通算できません。

雑所得の金額の計算上生じた赤字の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません。所得税法で規定している損益通算というのは、各種の所得金額の計算上生じた損益を、種類の異なる所得の間で相殺する関係をいい、同じ種類の内での相殺関係は損益通算とはいいません。

ご質問の内容からみますと、あなたの場合は、競走馬の保有に係る所得も、貸金利子の所得も、いずれも雑所得に当たるものと思われますので、競走馬の保有による損失と貸金の利子とを通算して雑所得の金額を計算することになります。その結果、雑所得の金額は赤字20万円となりますが、この赤字の金額は他の所得（事業所得、配当所得）との通算は認められません。したがって、あなたの所得は

事業所得の金額　1,800万円
配当所得の金額　　50万円

となります。

日本医師会公式YouTubeチャンネルの登録ならびに日本医師会LINE公式アカウントの友だち追加へのご協力のお願い

日本医師会では公式YouTubeチャンネルやLINE公式アカウントを通じて、さまざまな情報を提供しています。それらの情報をご活用いただくため、ぜひ、YouTubeのチャンネル登録ならびにLINEへの友だち追加を、下記の二次元バーコードからお願いいたします。

●日本医師会公式YouTubeチャンネル

●日本医師会LINE公式アカウント

問い合わせ先：日本医師会広報課　E-mail：kouhou@po.med.or.jp